

1 市民参画型政策研究機関の 体制整備(資料)

1-1 政策創造担当(資料)

1 鎌倉市政策創造担当の法的根拠（位置づけ）

【地方公務員法】

（内部組織の事務及び事業の運営）

第一百五十八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

【鎌倉市事務分掌条例】

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次の部を置き、市長の権限に属する事務を分掌させる。

経営企画部

総務部

防災安全部

市民活動部

こどもみらい部

健康福祉部

環境部

まちづくり景観部

都市調整部

都市整備部

拠点整備部

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【鎌倉市事務分掌規則】

第4条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。

経営企画部

経営企画課

- (1) 部内の事務事業に関する調整についての事項
- (2) 部内の予算の総括についての事項
- (3) 都市経営に関する総合的企画及び調整についての事項
- (4) 総合計画の策定及び推進についての事項
- (5) 実施計画事業の調整及び進行管理についての事項
- (6) 庁内各部局間の事務事業の調整についての事項
- (7) 庁議の調整についての事項
- (8) 総合計画審議会についての事項
- (9) 重要施策及び特命による事務事業の企画、調整及び推進についての事項
- (10) 地方自治運営に関する調査及び研究についての事項
- (11) 広域行政に関する調査及び研究についての事項
- (12) 行政評価についての事項
- (13) 部内の庶務についての事項
- (14) 都市整備の構想（拠点整備部所管事項を除く。）に関する企画及び調整についての事項
- (15) 公共施設の再編に関する企画及び調整についての事項

（本庁機関における職名等）

第6条 本庁機関の部に部長、福祉事務所に福祉事務所長、課に課長又は担当課長、室に室長、担当に担当係長の職を置く。

2 前項に定める職のほか、部長相当の担当部長、次長、次長相当の担当次長及び担当技監、課長相当の担当課長、課長代理、室長代理、課長補佐、室長補佐、課長補佐相当の担当課長補佐、担当係長相当の担当主査、主査、副主査、主事その他の職を置くことができる。

3 職名に関し、法令その他特別の定めがあるもので必要と認められるものについては、その職名を併せて用いることができる。

鎌倉市政策創造担当運営要領

1 目的

この要領は、鎌倉市政策創造担当（以下「政策創造担当」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

2 運営

(1) 政策創造担当は、次に掲げる事項について、調査研究を行うものとする。

ア 鎌倉市の現状分析について

イ 鎌倉市の長期的展望について

ウ 新たな市政の取組について

(2) 政策創造担当は、大学・民間企業・他政策研究機関等と連携・協働することができる。

(3) 政策創造担当は、調査研究事項について外部より提案があったとき、その内容を検討するものとする。

(4) 政策創造担当は、必要に応じて、プロジェクトチームを置くことができる。

3 その他

その他政策創造担当の運営に関し必要な事項は、政策創造担当で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

1-2 政策創造專門委員(資料)

1 鎌倉市政策創造専門委員の法的根拠（身分）

【地方自治法】

（専門委員）

第一百七十四条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。

3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

4 専門委員は、非常勤とする。

【地方公務員法】

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1) の2 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2) の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(6) 特定地方独立行政法人の役員

2 鎌倉市政策創造専門委員の法的根拠（報酬）

【地方自治法】

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

【鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例】

（報酬）

第3条 前条第1号から第12号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表による。

- 2 前条第13号に規定する職員の受ける報酬の額は、毎年度予算の範囲内で市長が別に定める。

【鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規則】

（非常勤嘱託員等の報酬）

第3条 条例第2条第13号に定める職員（以下「非常勤嘱託員等」という。）の受ける報酬の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

別表第2（第3条）

| 職名 | 支給額 | |
|-----------|-----|------------|
| | | |
| 専門委員 | 月額 | 300,000円以内 |
| 同 | 日額 | 17,000円以内 |
| 技術その他の嘱託員 | 月額 | 374,000円以内 |
| 同 | 日額 | 24,500円以内 |

鎌倉市規則第 88 号

鎌倉市政策創造専門委員規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鎌倉市政策創造専門委員（以下「専門委員」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 専門委員は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第174条に基づく専門委員であつて、その所掌事務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の政策及び施策を推進するために必要な調査等
- (2) 本市の政策及び施策を推進するために必要な調査等並びに必要な地域及び関連団体等との調整等

(所属)

第 3 条 専門委員は、政策創造を担当する部等に属する。

(選任)

第 4 条 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から市長が選任する。

(任期)

第 5 条 専門委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 専門委員の報酬については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第 2 条第 1 号に定める所掌事務に従事する者 月額137,000円
- (2) 第 2 条第 2 号に定める所掌事務に従事する者 月額300,000円

2 専門委員の費用弁償については、鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年 4 月条例第 5 号）の定めるところによる。

(庶務)

第 7 条 専門委員に関する庶務は、政策創造を担当する課等において処理する。

(その他の事項)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、専門委員について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

1-3 共同研究(資料)

共同研究に関する協定書

鎌倉市（法人としての鎌倉市をいう。以下「甲」という。）と湘南信用金庫（以下「乙」という。）とは、鎌倉市（地域としての鎌倉市をいう。第2条において同じ。）の地域経済の活性化や地域の魅力向上に資するため、甲及び乙が相互に連携協力し、それぞれが有する情報や資源の有効活用により共同研究を行うことを目的として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力し共同研究を実施するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

（研究の内容）

第2条 共同研究の内容は、次のとおりとする。

- (1) 鎌倉市の現状分析に関する調査研究
- (2) 鎌倉市の長期的展望に関する調査研究
- (3) 新たな市政の取組に関する調査研究
- (4) その他甲及び乙が必要と認める調査研究

（研究期間）

第3条 共同研究を実施する期間（以下「研究期間」という。）は、本協定締結日から平成26年3月31日までとする。

- 2 前項に規定する研究期間の満了までに、甲又は乙から共同研究の中止の申出がない限り、当該研究期間を平成27年3月31日まで延長するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲及び乙は、共同研究の実施によって生ずる費用については、それぞれ自己が負担するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲及び乙は、随時、自己の有する情報（個人情報を除く。）であって共同研究に必要と判断するものを相手方に提供するものとする。

（研究成果の取扱い）

第6条 甲及び乙は、随時、共同研究の結果として得た成果（以下「研究成果」という。）を相手方に開示するものとする。

- 2 甲及び乙は、相手方に対する同意を要せず、研究成果を利用することができる。
- 3 甲及び乙は、研究成果を外部に発表するときは、事前に相手方の同意を得なければならない。

（情報公開）

第7条 乙は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号）の規定に準じ、共同研究に関する文書の公開に努めるものとする。

(個人情報保護)

第8条 乙は、鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月4日条例第8号）の規定に準じ、共同研究に伴い知り得た個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、研究期間と同一の期間とする。

2 第6条から前条までの規定は、本協定の終了後においてもなおその効力を有するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義を生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成25年8月23日

甲 神奈川県鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇（自署）

乙 横須賀市大滝町2丁目2番地
湘南信用金庫
理事長 石渡 卓（自署）

ソーシャルメディアを活用した鎌倉の魅力再発見、再確認に関する共同研究協定書

株式会社リクルートホールディングス（以下「甲」という。）と神奈川県鎌倉市（以下「乙」という。）とは、ソーシャルメディアを活用した鎌倉の魅力再発見、再確認に関する共同研究（以下「共同研究」という。）について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し共同研究を実施するに当たり、基本的事項を定めることを目的とする。

（研究の内容）

第2条 共同研究の内容は、ソーシャルメディアの活用により市民と来訪者との交流促進を図り、世界遺産のあるまち鎌倉の魅力を改めて発見、確認し、共有するとともに、さらに持続的なまちづくりを推進するための新たな手法を研究する。

（研究期間）

第3条 共同研究を実施する期間（以下「研究期間」という。）は、本協定締結日から平成26年3月31日までとする。

（費用の負担）

第4条 甲及び乙は、共同研究の実施に伴い、自己に生ずる費用を負担する。

（情報の提供）

第5条 甲及び乙は、随時、自己の有する情報（資料を含む。）であって共同研究に必要と判断するものを相手方に提供する。

（研究成果の取扱い）

第6条 甲及び乙は、随時、共同研究の結果として得た成果（以下「研究成果」という。）を相手方に開示する。

- 2 研究成果に関する権利の帰属については、研究成果に対する甲乙それぞれの寄与の程度に従い、甲乙協議の上これを定める。
- 3 甲及び乙は、相手方に対する同意を要せず、研究成果を利用することができる。
- 4 甲及び乙は、研究成果を外部に発表するときは、事前に相手方の同意を得なければならない。

（情報公開）

第7条 乙は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号）の規定に従い、また、甲は同条例の規定に準じ、共同研究に関する文書を開示又は公開するものとする。

（個人情報保護）

第8条 乙は、鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月4日条例第8号）の規定に従い、また、甲は同条例の規定に準じ、共同研究に伴い知り得た個人情報を適正に取扱わなければならない。

(本協定の開示)

第9条 甲及び乙は、本協定締結の事実及び本協定の内容を第三者に開示することができる。

2 甲及び乙は、本協定締結の事実及び本協定の内容を第三者に開示するときは、その内容、時期及び方法について、事前に相手方と協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、研究期間と同一の期間とする。

2 第6条から前条までの規定は、本協定の終了後においてもなおその効力を有する。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義を生じたときは、甲乙協議の上これを定める。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成24年11月8日

甲 東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
株式会社リクルートホールディングス
執行役員 ライフスタイルカンパニー担当
富塚 優

乙 神奈川県鎌倉市御成町18番10号
神奈川県鎌倉市
市長 松尾 崇

長寿社会のまちづくりについての共同研究プロジェクトに関する覚書

鎌倉市（以下「甲」という。）、国立大学法人横浜国立大学（以下「乙」という。）、株式会社 LIXIL（以下「丙」という。）及び今泉台町内会（以下「丁」という。）は鎌倉今泉台住宅地（以下「住宅地」という。）を対象に、長寿社会におけるまちづくりの課題解決と新たな価値創造による郊外型分譲地再生モデルの構築に向けた研究を行うため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、長寿社会のまちづくりについての共同研究プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を行うに当たり、官学産民による共同研究体制を整えるため、基本的な事項を定めることを目的とする。

（役割）

第2条 この覚書による甲、乙、丙及び丁の役割は次のとおりとする。

（1）甲の役割

「長寿社会のまちづくり検討プロジェクトチーム（別表1）」を中心に、プロジェクトを総括するとともに、研究の進行管理を行う。

（2）乙の役割

学術研究的な見地から、別表2に記載された研究者を中心に、住宅地の現状と課題を分析し、解決方法を提案する。

（3）丙の役割

民間企業の持つ技術を活かし、別表3に記載の参加者を中心にプロジェクトの実施を支援するとともに、新たな住まい方のモデルを提案する。

（4）丁の役割

「今泉台の明日プロジェクト（別表4）」を中心に、将来像の実現に向けて主体的に取り組む。

（協議）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

2 協議の結果、合意に至った研究事項については、それぞれの役割に従って行うものとする。

（覚書の見直し）

第4条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから、覚書の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（情報公開）

第5条 乙、丙及び丁は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）の目的を考慮し、同条例の規定に準じ、プロジェクトに関する文書を公開するものとする。

(個人情報保護)

第6条 乙、丙及び丁は、鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号）の目的を考慮し、同条例の規定に準じ、プロジェクトに伴い知り得た個人情報を適正に取扱わなければならない。なお、プロジェクトが終了した後も同様とする。

(秘密保持と情報の管理)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、プロジェクトを推進するに当たり、それぞれ独自に開発又は企画中で、かつ未公開のテーマや技術の開示が必要と判断した場合において、秘密の範囲を明確にした上で他の当事者に開示することができる。開示を受けた他方の当事者はその秘密の保持について、善良な管理者の注意義務をもってこれに当たるものとする。

(有効期間)

第8条 この覚書の期間は、覚書の締結の日から1年間とする。ただし、本覚書の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙、丙又は丁が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この覚書は更新され、その後、更に1年間更新できるものとする。

(疑義の決定)

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に関する疑義等については、甲、乙、丙及び丁がその都度協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙、丁記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年2月4日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

乙 横浜市保土ヶ谷区常盤台79番1号
国立大学法人横浜国立大学長 鈴木邦雄

丙 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
株式会社LIXIL
代表取締役社長 藤森 義明

丁 鎌倉市今泉台四丁目6番13号
今泉台町内会
会長 斉藤 亨

(別表1)から(別表4)については、省略

1-4 他自治体との連携(資料)

平成26年3月17日

日本公共サービス研究会 会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本研究会は、日本公共サービス研究会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地方自治体における新たな行財政改革のあり方とその推進手法に関する研究を進め、これにより地方自治体が直面する各種課題を包括的かつ実効的に解決することを目指す。

2 前項の目的を達するため、本会は以下の活動を行う。

- (1) 地方自治体における新たな行財政改革の方向性に関する研究
- (2) 新たな委託を活用した若年雇用政策に関する研究と推進
- (3) 新たな委託に関する教育・資格制度に関する研究と構築
- (4) 新たな委託、雇用政策全般に関する研究と推進
- (5) その他、地方自治体の行財政改革全般に附帯する調査研究等

第二章 会員

(会員)

第3条 本会は、地方自治体のうち入会を希望するもの（以下「会員」という。）により構成される。

- 2 会員は、本会の活動に参加するとともに、その研究成果の提供を受けることができる。
- 3 会員は、その申し出により脱退することができる。

第三章 機関等

(幹事会等)

第4条 会員の互選により、幹事団体を選出する。

- 2 幹事団体をもって幹事会を組織する。
- 3 幹事会は、本会の円滑かつ効果的な運営を図るため必要な事項を審議し処理する。
- 4 会員は、本会の研究又は運営に関する議案を幹事会に提出することができる。幹

事会はこれを適切に審議する。

- 5 幹事会は書面又はメールにより行うことができる。
- 6 幹事会は、本会の研究又は運営に関する活動を促進するため、コア会議を開催することができる。
- 7 会員は、申し出により、コア会議に参加することができる。

(賛助会員)

第5条 幹事会は、会員のほか、本会の活動に資する者を賛助会員として、活動に参加させることができる。

(事務局)

- 第6条 幹事会及びコア会議に事務局を置き、本会及び幹事会の庶務を担当させる。
- 2 事務局は幹事団体の互選により選任する。
 - 3 本会、幹事会及びコア会議は、事務局が招集する。
 - 4 事務局は、幹事会及びコア会議の協議状況等について、会員に報告する。

第四章 その他

(会費)

第7条 研究会費は徴収しない。経費が生じる場合は、会員間で別途負担を協議する。

(協議事項)

第8条 この会則に定めるほか、本会の運営に必要な事項は、幹事会の協議により別途定める。

1-5 庁内プロジェクトチーム (資料)

鎌倉市政策創造プロジェクトチーム設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、政策創造担当が実施する調査研究業務を効果的に行うため、政策創造に関するプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分類)

第2条 プロジェクトチームは、次のとおり分類する。

- (1) 庁内横断的な課題解決に向け、関連課職員が参画するもの
- (2) 職員研修の一環として、研修対象職員が参画するもの
- (3) 特定の課題解決に向け、職員が自主的に参画するもの

(参画の方法)

第3条 プロジェクトチームに職員が参画する方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政策創造担当に兼務発令を行い参画するもの
- (2) 市長が必要があると認めて任命するもの
- (3) 上司の指名推薦によるもの
- (4) 上司の承認を得て公募に応じ、市長から任命されるもの

(組織)

第4条 プロジェクトチームは、次のとおり組織し、各プロジェクトチームのメンバーについては、別表に定めるとおりとする。

- (1) 長寿社会まちづくり検討プロジェクトチーム
- (2) 鎌倉ウェディング事業化検討プロジェクトチーム
- (3) 将来ビジョン研究プロジェクトチーム
- (4) 政策形成能力育成プロジェクトチーム
 - ア 観光・経済研究プロジェクトチーム
 - イ クリエイティブ産業研究プロジェクトチーム

(調査等)

第5条 前条に規定する各プロジェクトチームの調査、研究及び検討（以下「調査等」という。）に係る所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各プロジェクトチームが関わる調査等に係る現状分析及び課題整理についての事項
- (2) 各プロジェクトチームが関わる調査等に係る協議についての事項
- (3) 各プロジェクトチームが関わる調査等に係る検討結果の報告についての事項
- (4) その他調査等に必要な事項

(構成)

第6条 プロジェクトチームの構成は、次のとおりとする。

- (1) リーダー メンバーの互選により決定した職員

(2) サブリーダー リーダーの指名により決定した職員

(3) メンバー 別表に掲げる職員

(会議)

第7条 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集し、議長となる。

(任期)

第8条 プロジェクトチームのメンバーの任期は、平成26年3月31日までとする。

(意見の聴取)

第9条 プロジェクトチームは、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委託)

第10条 市長は、必要に応じてプロジェクトチームの運営の一部を、市長が適当と認める者に委託することができる。

(庶務)

第11条 プロジェクトチームの庶務は、政策創造担当において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営について必要な事項は、リーダーがプロジェクトチームに諮って定める。

付 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

別表（第4条）

長寿社会に対応するまちづくり研究プロジェクトチームメンバー表

（機構順）

| | 所 属 | 氏 名 |
|----|-----------------|-------|
| 1 | 政策創造担当 | 林 浩一 |
| 2 | 政策創造担当 | 齋藤 千夏 |
| 3 | 市民活動部地域のつながり推進課 | 新井 雅視 |
| 4 | 市民活動部観光商工課 | 安田 隆之 |
| 5 | こどもみらい部こどもみらい課 | 福士 学 |
| 6 | 健康福祉部高齢者いきいき課 | 内海 春信 |
| 7 | 健康福祉部市民健康課 | 河合 由香 |
| 8 | 健康福祉部市民健康課 | 石黒 知美 |
| 9 | まちづくり景観部都市計画課 | 菊池 淳 |
| 10 | まちづくり景観部交通計画課 | 加藤 隆志 |
| 11 | 都市整備部建築住宅課 | 石川 智和 |

別表（第4条）

「鎌倉ウェディング」事業化検討プロジェクトチームメンバー表

（機構順）

| | 所 属 | 氏 名 |
|----|---------------|--------|
| 1 | 政策創造担当 | 大隅 啓一 |
| 2 | 政策創造担当 | 齋藤 千夏 |
| 3 | 世界遺産登録推進担当 | 伊東 達也 |
| 4 | 総務部資産税課 | 角田 如生 |
| 5 | 市民活動部観光商工課 | 都甲 実貴 |
| 6 | 市民活動部市民課 | 渡邊 浩平 |
| 7 | 健康福祉部保険年金課 | 山田 剛一郎 |
| 8 | まちづくり景観部交通計画課 | 澤 尚之 |
| 9 | まちづくり景観部都市景観課 | 奥山 信治 |
| 10 | まちづくり景観部みどり課 | 大松 ちひろ |
| 11 | 都市調整部建築指導課 | 石坂 佳美 |
| 12 | 都市調整部建築指導課 | 萬澤 広 |

別表（第4条）

将来ビジョン研究プロジェクトチームメンバー表

（機構順）

| | 所 属 | 氏 名 |
|---|------------|-------|
| 1 | 経営企画部経営企画課 | 平澤 野安 |
| 2 | 経営企画部行革推進課 | 服部 基己 |
| 3 | 政策創造担当 | 大隅 啓一 |
| 4 | 政策創造担当 | 林 浩一 |
| 5 | 総務部財政課 | 山川 吉智 |
| 6 | 総務部納税課 | 江川 亮祐 |
| 7 | 総務部市民税課 | 宇野 弘一 |
| 8 | 市民活動部市民課 | 萩原 未来 |

別表（第4条）

観光・経済研究プロジェクトチームメンバー表

（機構順）

| | 所 属 | 氏 名 |
|----|--------------|--------|
| 1 | 経営企画部市民相談課 | 細田 貴紘 |
| 2 | 政策創造担当 | 大隅 啓一 |
| 3 | 政策創造担当 | 林 浩一 |
| 4 | 総務部市民税課 | 岡山 桂 |
| 5 | 市民活動部腰越支所 | 山戸 麻子 |
| 6 | 健康福祉部市民健康課 | 押山 いつみ |
| 7 | 健康福祉部保険年金課 | 芹澤 亜希 |
| 8 | まちづくり景観部みどり課 | 岩原 徹 |
| 9 | 拠点整備部再開発課 | 三浦 祥之介 |
| 10 | 市民活動部観光商工課 | |

別表（第4条）

クリエイティブ産業研究プロジェクトチームメンバー表

（機構順）

| | 所 属 | 氏 名 |
|----|------------------|--------|
| 1 | 経営企画部経営企画課 | 武部 太郎 |
| 2 | 経営企画部秘書広報課 | 小池 美佑紀 |
| 3 | 経営企画部情報推進課 | 友野 辰五郎 |
| 4 | 政策創造担当 | 比留間 彰 |
| 5 | 政策創造担当 | 齋藤 千夏 |
| 6 | 総務部財政課 | 吉田 寛樹 |
| 7 | まちづくり景観部まちづくり政策課 | 剣持 紀美子 |
| 8 | 環境部資源循環課 | 石井 まりか |
| 9 | 教育部中央図書館 | 王 羣 |
| 10 | 市民活動部観光商工課 | |

「鎌倉ウェディング」事業化検討プロジェクトチーム設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、「鎌倉ウェディング」の事業化に向けた検討を行うため、「鎌倉ウェディング」事業化検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「鎌倉ウェディング」事業運営主体選定についての事項
- (2) 参画事業者の募集、認定手続き、安定的な運営方法等の制度設計についての事項
- (3) 広報宣伝方法、問い合わせ等への対応方法等についての事項
- (4) その他「鎌倉ウェディング」事業化に向けて必要な事項

(組織)

第3条 プロジェクトチームの構成は、次のとおりとする。

- (1) 代表 政策創造担当担当次長
- (2) メンバー 別表に掲げる職員

(会議)

第4条 プロジェクトチームの会議は、代表が招集し、議長となる。

(任期)

第5条 プロジェクトチームの構成員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(意見の聴取)

第6条 プロジェクトチームは、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、政策創造担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営について必要な事項は、代表がプロジェクトチームに諮って定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

別表（第3条）「鎌倉ウェディング」事業化検討プロジェクトチームメンバー表
 （機構順）

| | 所 属 | 氏 名 |
|----|---------------|--------|
| 1 | 政策創造担当 | 齋藤 千夏 |
| 2 | 世界遺産登録推進担当 | 伊東 達也 |
| 3 | 総務部資産税課 | 角田 如生 |
| 4 | 市民活動部観光商工課 | 都甲 実貴 |
| 5 | 市民活動部市民課 | 渡邊 浩平 |
| 6 | 健康福祉部保険年金課 | 山田 剛一郎 |
| 7 | まちづくり景観部交通計画課 | 澤 尚之 |
| 8 | まちづくり景観部都市景観課 | 奥山 信治 |
| 9 | まちづくり景観部みどり課 | 大松 ちひろ |
| 10 | 都市調整部建築指導課 | 石坂 佳美 |
| 11 | 都市調整部建築指導課 | 萬澤 広 |